

滋賀県後期高齢者医療広域連合郵便入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、滋賀県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行なう物品の買入れ若しくは修繕の請負又は役務の提供（建設工事又は庁舎維持管理に係るものを除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「物品等競争入札」という。）について、郵便による入札（以下「郵便入札」という。）の実施に関して、別に定めがあるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(郵便入札の実施対象)

第2条 物品等競争入札を実施するにあたり、公告又は契約規則第18条第2項の規定による通知（以下「指名通知」という。）により指定したものについて、郵便入札を実施するものとする。

(入札書等の郵送方法等)

第3条 郵便入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札書その他当該入札の公告又は指名通知で指定する書類（以下「入札書等」という。）をあらかじめ指定する期日までに到達するよう郵送しなければならない。

(入札の辞退)

第4条 入札参加者が、入札を辞退しようとするときは、入札辞退届を郵送により提出しなければならない。

(入札書等の保管等)

第5条 契約担当者は、入札書等が到達したときは、外封筒を開封して入札書等を封緘した内封筒を確認し、これを開札日時まで厳重に保管しなければならない。

- 2 到達した入札書等は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- 3 郵便入札に係る費用については、すべて入札参加者の負担とする。

(開札)

第6条 郵便入札の開札の執行にあたっては、あらかじめ指定した日時及び場所において、入札事務に関係のない職員を立ち合わせ、開札するものとする。

- 2 入札参加者は、開札に立会うことができる。ただし、代理人が立会う場合は、立会委任状を提出しなければならない。

(入札の無効)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 公告又は通知で指定する到達期限より後に入札が到達したとき。
- (2) 入札書等必要とされた書類が同封されていないとき。
- (3) 入札者の資格を有しない者が入札をしたとき（託送による入札を含む。）。
- (4) 入札者が同一事項に対し、2以上の入札をしたとき。
- (5) 入札に関し談合等の不正行為があったとき。
- (6) 入札保証金を免除した場合を除き、その全部または一部が納付されていないとき。
- (7) 入札書の記載事項の確認ができないとき。
- (8) 入札書記載の金額を加除訂正したとき。
- (9) 入札書に記名押印がないとき（割り印を含む。）。
- (10) 入札者が他人の代理をし、または代理人が他人の代理を兼ねたとき。
- (11) その他契約担当者があらかじめ指定した事項に違反したとき。

(入札回数)

第8条 郵便入札に付した場合の入札は2回とする。ただし、1者でも入札価格が予定価格の範囲内であれば、次の入札には移行しないものとする。

(くじによる落札者の決定)

第9条 開札の結果、落札となるべき価格と同一価格の入札をした入札参加者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

(入札を延期する場合等の措置)

第10条 郵便事情等により事故が発生したとき、又は不正な行為等により必要があると認めるときは当該入札の延期、中止又は取消しをすることができる。

2 郵便入札の開札を延期する場合は、到達期限までに到達した入札書等を延期後の開札日時まで厳重に保管するものとする。

(入札結果の通知)

第11条 郵便入札により落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者に落札決定の通知を行うものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月28日から施行する